

諏訪夜の会 同窓会 会則

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は「諏訪夜の会」と称し、事務局を大阪府立成城高等学校（大阪市城区諏訪 3 丁目 1 1 番 4 1 号）内に置く。
- 第 2 条 本会は大阪府立成城工業高等学校定時制課程同窓会と大阪府立成城高等学校Ⅲ部 同窓会と大阪府立成城高等学校定時制課程同窓会を併せたひとつの組織である。
- 第 3 条 本会は次の会員をもって構成する。
- 1 正会員 大阪府立成城工業高等学校定時制の課程卒業生
大阪府立成城高等学校(多部制単位制)Ⅲ部卒業生
大阪府立成城高等学校定時制の課程卒業生
 - 2 特別会員 同校所属の教職員
- 第 4 条 本会は母校を中心に会員相互の親睦を図ることと、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 本校事業の広報ならびに会員名簿の管理
 - 2 母校の教育活動の振興に関する事業
 - 3 その他必要を認められる事業

第 2 章 組織及び役員

- 第 6 条 本校に次の役員を置く。
- 1 名誉会長 1 名（本校校長職を充てる）
 - 2 会 長 1 名（正会員から選出する）
 - 3 書 記 1 名（特別会員から選出する）
 - 4 会 計 2 名（正会員、特別会員から各 1 名を充てる）
 - 5 会計監査 1 名（正会員を充てる）
- （注）卒業年次毎の代表として正会員から選出する。

第 7 条 会長は総会において選出される。他の役員は会長の指名を受け、総会において承認される。いずれも任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 8 条 本会には次の機関を設ける。

- 1 総会（第 3 条の会員で構成する。総会は原則として年 1 回創立記念日に行う）
- 2 役員会（第 6 条の役員で構成する。総会に代わり会長の選出、予算・決算の承認、その他の案件の審議と意思決定を行うことができる。）
- 3 総会・会議は会長もしくは役員会の過半数の意思で招集し、その決議は出席者の過半数をもって決する。

第 3 章 会計

第 9 条 本会の会計は正会員の入会金、その他をもって充てる。正会員となるためには入会金 2,000 円を納入しなければならない。

第 10 条 本会の会計の支出には、総会もしくは役員会の承認が必要である。また、決算は会計監査の監査を経て毎年総会に報告し承認を得なければならない。

第 11 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 付則

第 12 条〔会則の変更〕本会則を改正するには、総会もしくは役員会において出席全員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

第 13 条〔広報〕名誉会長は本会の事業ならびに運営に係る事項を広報するために、人権及び個人情報保護等の法令を遵守しながら、学校ホームページ等の活用により協力するものとする。

※本会則は平成 20 年 6 月 22 日に制定し、平成 20 年 6 月 22 日より施行する。

※会名変更本会名を平成 28 年 6 月 22 日より「諏訪夜の会 同窓会」と改名する。

※本会則第 6 条および第 8 条は令和 5 年 6 月 22 日に改正し、令和 5 年 6 月 22 日より施行する。

※本会則第 9 条は令和 7 年 6 月 22 日に改正し、令和 7 年 6 月 22 日より施行する。